

## 老朽危険空き家解体事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 老朽危険空き家解体事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)及びこの要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、勝山市内における防災、防犯上危険な空き家の解体工事について、その費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、老朽危険空き家の撤去を促進し、地域の安全性の向上に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 老朽危険空き家 老朽空き家及び準老朽空き家をいう。

(2) 老朽空き家 次のいずれかに該当するものとする。

ア 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等。ただし、空家法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く。

イ 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅

ウ その他市長が除去の必要があると認める住宅

(3) 準老朽空き家 昭和56年5月31日までに居住の用に供するために着工又は建築された木造の建築物、かつ、居住使用がなされていないことが常態化している建築物で、一定の構造の腐朽又は破損があると市長が認めたもの

(4) 敷地 1以上の建築物のある一団の土地をいう。

(5) 市内業者 市内に本社若しくは本店となる事業所を有する法人であって、空き家等の解体及び撤去を行う資格を有する業者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、交付申請時において、市税等の滞納がないものとする。

- (1) 老朽危険空き家の所有権(登記事項記載証明書の表題部又は権利部に記載される者又は固定資産税課税台帳に所有者として記載される者をいう。)の全部を有する者
- (2) 老朽危険空き家の所有権の一部を有する者で、かつ他の所有権を有する者全員から委任を受けた者
- (3) 老朽危険空き家の所有権の全部を相続した者又は所有権の一部を相続した者で、かつ他の所有権の相続人全員から委任を受けた者
- (4) 老朽危険空き家の処分について、権利を有していると市長が認める者

(補助対象老朽危険空き家)

第5条 補助金交付の対象となる老朽危険空き家は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 勝山市内に位置していること。
- (2) 併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていること。ただし、第3条第1項第2号アに規定する特定空家等の場合を除く。
- (3) 所有権以外の権利が設定されておらず、一切の権利、権限について、その疑義が解決済みであること。

(補助対象工事)

第6条 補助金交付の対象となる工事は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 老朽危険空き家及び同一敷地内に位置する工作物、立木及び動産等の全てを除去する工事であること。
- (2) 市内業者が施工する解体工事であること。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、その内容及び金額が適正と認められる老朽危険空き家の解体工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)に3分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、老朽空き家においては50万円を、準老朽空き家においては30万円を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、老朽危険空き家の解体工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数がある時は、当該端数を切り捨てた額)とし、老朽空き家においては100万円を、準老朽空き家においては60万円を限度とする。

- (1) 老朽空き家の主たる構造が木造以外であるもの
- (2) 老朽危険空き家の延べ床面積が200平方メートル以上であるもの
- (3) 老朽危険空き家の敷地が道路幅員3メートル未満の狭い道路沿い又は未接道であるもの
- (4) 老朽危険空き家が勝山市景観計画で定める景観形成地区内に存するもの
- (5) 老朽危険空き家を解体した後、跡地活用を行うもの。ただし、跡地活用とは、次のいずれかの行為を行うことをいう。
  - ア 解体した年度又はその翌年度の間に、当該敷地内で一戸建ての住宅を建築して居住すること。
  - イ 当該敷地を売却すること。
  - ウ 当該敷地を自治会等が活用すること。

(事前調査)

第8条 この事業を実施しようとする者は、事前調査申込書兼判定書(様式第1号)を提出し、市が実施する事前調査により、空き家が老朽危険空き家であることの判定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、調査を行い、その結果を事前調査申込書兼判定書(様式第1号)により申込者に通知するものとする。調査の方法及び判定基準は別に定めるものとする。

(補助金交付の申請等)

第9条 申請者は、事業に着手する前に補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第3号)
- (2) 解体工事見積書の写し
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 納税証明書(申請年の1月1日時点で市外に住民登録がある場合)
- (6) 事前調査申込書兼判定書(様式第1号)の写し
- (7) 老朽危険空き家の所有権等が確認できる次のいずれかの書類
  - ア 申請者が第4条第1項第1号に該当する場合は、老朽危険空き家の全部事項証明書又は固定資産の評価証明書
  - イ 申請者が第4条第1項第2号に該当する場合は、老朽危険空き家の全部事項証明書又は固定資産の評価証明書及び申告書(様式第4号)
  - ウ 申請者が第4条第1項第3号に該当する場合は、申告書(様式第4号)及び相続関係を証明する書類(相続関係図及び戸籍謄本の写し等)
  - エ 申請者が第4条第1項第4号に該当する場合は、申告書(様式第4号)及び処分権限を有することを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は前条に規定する申請書を審査し、その内容が適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとし、不相当と認めたときは補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第11条 申請者は補助事業の交付決定通知書を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書(様式第7号)に変更計画書(様式第3号)及び第9条第1項第2号から第8号に定める書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第12条 老朽危険空き家解体工事の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

(工事の中止)

第13条 申請者は、補助金交付決定後において、老朽危険空き家解体事業を中止しようとする場合は、補助事業中止申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書の提出があったときは、その内容を精査した上で、補助事業中止決定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第14条 申請者は老朽危険空き家解体工事が完了したときは、速やかに完了報告書(様式第11号)に次の掲げる書類を添えて、市長に提出し、その審査を受けなければならない。ただし、提出期限を申請年度内とする。

(1) 請負契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 工事写真(施工前及び施工後)

(4) 跡地活用を行う場合は、次のいずれかの書類

ア 建替え居住を行う場合、確認済証の写し

イ 跡地を売却する場合、土地売買契約書の写し

ウ 自治会等が活用する場合、自治会等との協定書の写し又は土地使用賃貸借契約書の写し等

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の審査を行った後、行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。